び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。」に改め、「四半期連結損益計算書」の次に「及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書」を、「中間連結損益計算書」の次に「及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書」を加え、同記載上の注意(63)中「最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書」を「最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（(60)ａにより最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）」に改め、同記載上の注意(64)中「最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（(60)ａにより最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）」に改め、同記載上の注意(66)ｃ中「四半期連結損益計算書」の次に「及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書」を加え、同様式記載上の注意(67)ａ中「ついては」の次に「、財務諸表等規則に定めるところにより作成した最近事業年度に係るものを記載すること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。以下この様式において最近２事業年度財務諸表という。）について」を加え、同記載上の注意(67)ｅ中「係るもの」の次に「（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）」を加え、同記載上の注意(67)ｆ中「最近２連結会計年度に係る連結財務諸表」の次に「。財務諸表等規則第６条又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。」を加え、同記載上の注意(67)ｇ中「最近２事業年度に係る財務諸表」の次に「（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）」を加え、同記載上の注意(68)中「最近２事業年度」を「最近事業年度」に、「を掲げて比較する」を「（(67)ａにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度末現在における貸借対照表）を掲げる」に改め、同記載上の注意(69)ａ中「最近２事業年度」を「最近事業年度」に、「を掲げて比較する」を「（(67)ａにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の損益計算書）を掲げる」に改め、同記載上の注意(70)中「最近２事業年度」を「最近事業年度」に改め、「株主資本等変動計算書」の次に「（(67)ａにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度の株主資本等変動計算書）」を加え、同記載上の注意(71)中「最近２事業年度」を「最近事業年度」に改め、「キャッシュ・フロー計算書」の次に「（(67)ａにより最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度のキャッシュ・フロー計算書）」を加え、同記載上の注意(83)中「掲げたもの」の次に「（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を含む。）」を、「以外のもの」の次に「（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）」を加える。

第一号の一様式記載上の注意(2)ｃ中「有価証券報告書の」を削り、同記載上の注意(2)ｄ(ａ)中「第１条の２に規定する特定会社をいう」を「第１条の２第１項に規定する特定会社をいい、同条第２項の規定により特定会社とみなされる会社を含む」に改める。

第一号の四様式中「【連結損益計算書】」を「【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】」に改め、同様式記載上の注意(10)－２中「最近２連結会計年度」を「最近連結会計年度」に、「掲げて比較」を「掲げること。ただし、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る連結貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２連結会計年度に係る連結貸借対象表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載」に改め、同記載上の注意(10)－４中「最近２事業年度」を「最近事業年度」に、「掲げて比較」を「掲げること。ただし、最近事業年度の前事業年度に係る貸借対照表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、最近２事業年度に係る貸借対照表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、最近事業年度の前事業年度分を左側に、最近事業年度分を右側に配列して記載」に改める。

第一号の六様式記載上の注意(28)ａ(k)(h)中「第68条の４」を「第68条の４第１項」に改め、同記載上の注意(29)ａ(k)中「第95条の５の２第２項」を「第95条の５の３第１項」に改める。

第一号の七様式中「【連結損益計算書】」を「【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】」に改め、同様式記載上の注意(8)ａ中「(o)まで」を「(p)まで」に改める。

第二号様式中「【連結損益計算書】」を「【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】」に改め、同様式記載上の注意(40)ａ中「、連結株主資本等変動計算書及び」を「及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに」に、「第１条の２に規定する特定会社をいう」を「第１条の２第１項に規定する特定会社をいい、同条第２項の規定により特定会社とみなされる会社を含む」に、「前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分」を「連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分」に改め、同記載上の注意(40)ｃ中「又は第24条第１項から第３項まで」及び「又は報告書」を削り、同記載上の注意(42)中「連結損益計算書」の次に「及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書」を加え、同記載上の注意(47)ａ中「前事業年度分を左側に、当事業年度分」を「財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分」に改め、同記載上の注意(47)ｄ中「又は第24条第１項から第３項まで」及び「又は報告書」を削り、同記載上の注意(47)ｅ中「係るもの」の次に「（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）」を加え、同記載上の注意(47)ｆ中「最近２連結会計年度に係る連結財務諸表」の次に「。財務諸表等規則第６条又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。」を加え、同記載上の注意(47)ｇ中「最近２事業年度に係る財務諸表」の次に「（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）」を加える。

第三号の一一様式記載上の注意(2)ａ中「前事業年度分を左側に、当事業年度分」を「財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分」に改め、同記載上の注意(2)ｃ中「又は第24条第１項から第３項まで」及び「又は報告書」を削り、同記載上の注意(2)ｄ中「係るもの」の次に「（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）」を加え、同記載上の注意(2)ｅ中「最近２事業年度に係る財務諸表」の次に「（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）」を加える。

第四号様式中「【連結損益計算書】」を「【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】又は【連結損益及び包括利益計算書】」に改め、「記載したもの」の次に「（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を含む。）」を、「以外のもの」の次に「（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）」を加える。

第四号の一一様式中「【四半期連結損益計算書】」を「【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】」に改め、同様式記載上の注意(5)ａ中「第１条の２に規定する特定会社をいう」を「第１条の２第１項に規定する特定会社をいい、同条第２項の規定により特定会社とみなされる会社を含む」に、「(e)、(f)、(g)、(l)、(p)及び(q)」を「(g)、(h)、(i)、(n)、(r)及び(s)」に、「(m)、(n)及び(o)」を「(o)、(p)及び(q)」に改め、(q)を(s)とし、(l)から(p)までを(n)から(r)までとし、同記載上の注意(5)ａ(k)中「第65条の２第２項」を「第65条の３」に改め、同記載上の注意(5)ａ中(k)を(m)とし、(h)から(j)までを(j)から(l)までとし、同記載上の注意(5)ａ中(g)を(i)とし、(f)を(h)とし、(e)を(g)とし、(d)の次に次のように加える。

(e)　四半期包括利益金額

(f)　包括利益金額

第四号の一一様式記載上の注意(5)ｂ(j)中「第68条の４」を「第68条の４第１項」に改め、同記載上の注意(5)ｂ(n)中「第95条の５の２第２項」を「第95条の５の３第１項」に改め、同記載上の注意(22)ｂ中「四半期連結損益計算書」の次に「及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書」を加え、同記載上の注意(24)中「四半期連結損益計算書」の次に「及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書」を、「比較すること」の次に「。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること」を加え、同記載上の注意(26)ｄ中「四半期連結損益計算書」の次に「及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連